

## 第2章 教育課程

### 1 教育課程の意義

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、文部科学省「高等学校学習指導要領解説総則編」(平成30年7月)によれば、次のとおりである。

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

#### (1) 学校の教育目標の設定

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されており、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

各学校において、学校の教育目標を設定するに当たっては、これらを基盤としながら、地域や学校の実態等に即した具体性のある目標を設定する必要がある。

#### (2) 指導内容の組織

各学校における具体的な指導内容については、学校教育法施行規則及び学習指導要領に各教科・科目等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。各学校においては、これらの基準に従うとともに地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性等を考慮して、指導内容を選択し組織する必要がある。

#### (3) 授業時数の配当

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。

高等学校の各教科・科目は、小・中学校の各教科のように、標準授業時数が学校教育法施行規則に定められているのではなく、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている。したがって、高等学校の各教科・科目は、その標準単位数等に基づいて、具体的な単位数を配当することが授業時数を定めることにほかならない。

## 2 教育課程の編成

### (1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、高等学校学習指導要領総則第1款の1において「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示している。また、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されている。

学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」(同法第62条の規定により高等学校に準用される第37条第4項)と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な探究の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各

学校で編成することが求められており、教科や学年等の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要になっている。

## (2) 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

この「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。

教育課程は、地域や学校の実態、課程や学科の特色及び生徒の心身の発達の段階や特性等を考慮し、教師の創意工夫を生かして学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を生かし、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

高等学校学習指導要領総則第1款の1には、「各学校においては、……生徒の人間として調和のとれた育成を目指すし、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うもの

とする。」とあり、「生徒の人間として調和のとれた育成を目指す」ということは、まさに学校教育の目的そのものであって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。

ウ 生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮すること

「各学校においては、…生徒の心身の発達の段階や特性等…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」ことについては、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の発達の段階と特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調している。

エ 課程や学科の特色を十分考慮すること

「各学校においては、…課程や学科の特色…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」ことについて、ここでいう「課程」とは、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制の課程及びその区分を設けない単位制による課程のことであり、「学科」とは、普通科、専門学科（農業科、工業科、商業科、理数科等）及び総合学科のことである。

オ 学校や地域の実態を十分考慮すること

「各学校においては、…学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」ことについて、学校や地域の実態を考慮するということは、各学校において教育課程を編成する場合には、学校や地域の実態を的確に把握し、生徒の人間としての調和のとれた発達を図るという観点から、それを学校の教育目標の設定、指導内容の選

択や組織、あるいは授業時数の設定等に十分反映させる必要があるということである。

### (3) 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次のアからウまでに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。(高等学校学習指導要領第1章総則第1款の2)

- ア 基礎的・基本的な知識及び技能(技術)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ウ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

## 3 学習指導要領

### (1) 学習指導要領の意義

学習指導要領は、学校教育法第52条を受けた学校教育法施行規則第84条において「高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示す

る高等学校学習指導要領によるものとする。」と示しているように、法令上の根拠に基づいて定められているものである。したがって、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。

昭和22年に文部省(当時)から試案が出されて以来、今日まで昭和26年、31年、35年、45年、53年、平成元年、11年、21年、30年の9回にわたって改訂が行われた。

### (2) 改訂の基本方針

平成30年3月の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行われた。

ア 今回の改訂の基本的な考え方

- (ア) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
  - (イ) 知識及び技能(技術)の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
  - (ロ) 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。
- イ 育成を目指す資質・能力の明確化  
今回の改訂では、知・徳・体にわた

る「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能（技術）」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理された。

#### ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

(ア) 授業の方法や技術改善のみを意図するのではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

(イ) 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。

(ウ) 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

(エ) 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になる。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考して

いくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

(オ) 基礎的・基本的な知識及び技能（技術）の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

#### エ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校において、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことを求めている。さらに、これらの取組の実現のために、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることを求めている。

#### オ 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育の充実、職業教育の充実などについて、総則や各教科・科目等（各教科・科目、総合的な探究の時

間及び特別活動をいう。)において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

### (3) 学習指導要領の要点

#### ア 高等学校教育の基本

- (ア) 教育基本法及び学校教育法その他の法令等に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- (イ) 学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次に掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
- a 基礎的・基本的な知識及び技能(技術)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- b 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- c 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める

こと。

- (ウ) 生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
- a 知識及び技能(技術)が習得されるようにすること。
- b 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- c 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。
- (エ) 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。
- (オ) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと等、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努めるものとする。
- イ 卒業までに履修させる単位数  
卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は、74単位以上としている。
- ウ 各教科・科目の履修等
- (ア) 必履修教科・科目  
国語、地理歴史、公民、数学、

保健体育、外国語及び情報の各教科については、選択的な履修を認めるのではなく、全ての高校生が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めることとした。具体的には、「現代の国語」、「言語文化」、「地理総合」、「歴史総合」、「公共」、「数学Ⅰ」、「体育」、「保健」、「英語コミュニケーションⅠ」及び「情報Ⅰ」を共通必修科目として設けている。

なお、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念の下、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を確保する観点から、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修することとしている。また、芸術については、「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目を履修することとし、家庭については、「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目を履修することとしている。

(イ) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、25単位以上としている。

エ 各教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間の授業時数等

各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編成することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図る。

(7) 年間授業週数

年間授業週数については、1単位時間50分の場合は、35週にわたって行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができる。

(イ) 週当たり授業時数

全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、30単位時間としているが、必要がある場合にはこれを増加することができる。

(ウ) 授業の1単位時間

各教科・科目等の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において定めること。

単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準とすること。

なお、10分間程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等の責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

オ 教育課程の実施

(7) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

(イ) 言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。

(ウ) 情報活用能力の育成を図るため各学校において、コンピュータや

情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

- (エ) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (オ) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (カ) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

#### カ 道徳教育に関する配慮事項

- (ア) 各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。
- (イ) 道徳教育を進めるに当たっては中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基に

しながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。

- (ウ) 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるととともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。
- (エ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

#### キ 単位の修得及び卒業の認定

卒業までに修得させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は、履修させる単位数の合計と同じく74単位以上としている。

## 4 千葉県県立高等学校の教育課程編成方針

### (1) 教育課程編成の基本的事項

各学校においては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

### (2) 各教科・科目の履修

ア 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修並びに単位数

- (ア) 各学科に共通する必履修教科・科目

全ての生徒に履修させる各教科・科目(必履修教科・科目)の単

位数は、標準単位数として示された単位数を下らないこと。特に必要がある場合は、特定の教科の必履修科目についてそれぞれ単位数の一部を減じることができる。

(イ) 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、標準単位数として示された単位数の下限を下らないこと。

職業教育を主とする専門学科において、課題研究等の履修をもって、総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替える場合は、資料を添えて教育委員会に届け出ること。

(ウ) 必履修教科・科目及び総合的な探究の時間以外の各学科に共通する教科・科目について、各学校において生徒に履修させる教科・科目の単位数は、標準単位数として示された単位数を下らないこと。

イ 専門学科における各教科・科目の履修

(ア) 専門学科における各教科・科目の標準単位数

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は県が定めた標準単位数の下限を下らないこと。

(イ) 専門学科の必履修教科・科目の代替

専門学科において、専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替える場合は、県教育委員会と協議すること。

(ウ) 課題研究等の代替

職業教育を主とする学科において、課題研究等の履修をもって、

総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替える場合は県教育委員会に届け出ること。

ウ 学校設定科目、学校設定教科

学校設定科目及び学校設定教科・当該教科に関する科目を各学校で設ける場合は、その名称、目標等について、県教育委員会と協議すること。

(3) 授業時数等

ア 各教科・科目及びホームルーム活動等のそれぞれの授業の1単位時間は50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

イ 週当たりの授業時数は、全日制の課程においては30単位時間を、定時制の課程においては20単位時間を標準とし、原則としてこれを減じることとはできない。

ウ 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、授業時数の確保に配慮して、各学校で適切に定めること。

(4) 単位の修得及び卒業の認定

ア 次の場合は、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(ア) 特定の学期又は期間に集中して授業を行う場合

(イ) あらかじめ計画して、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合

(ウ) 履修した年度において教科・科目等の単位の修得が認められなかったが、翌年度十分な指導を行い、その成果が、教科・科目等のねらいからみて満足できると認められる場合

イ 卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の

合計は、74単位以上とし、各学校において適切に定め、県教育委員会に届け出ること。

ウ 卒業までに修得させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計は、74単位以上とし、各学校において適切に定め、県教育委員会に届け出ること。

#### (5) 教育課程の弾力的運用

ア 転・編入生徒等の各教科・科目の履修や単位認定については、当該生徒の状況を十分考慮して可能な限り弾力的に扱うこと。

イ 各学年の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、卒業の見込み等について十分に配慮して、弾力的に扱うこと。

#### (6) 教育課程編成上の配慮事項

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じて適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮すること。

#### (7) 指導計画の作成上の配慮事項

ア 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動については、各学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成すること。

イ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の全体計画については、「県立高等学校道徳教育の全体計画作成及び提出要項」に基づいて作成し、県教育委員会に届け出ること。

## 5 学力観と評価観

各学校の教育課程編成と教育計画作成に当たっては、あらゆる教育活動に学力観と評価観を位置付ける。

### (1) 学力観

今日の学力観は学習指導要領の総則の中に「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。」(第1章総則第1款3)と示されている。

そして、これらの(1)から(3)に示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととされている。

激しい変化が予想されるこれからの社会において、社会の変化を見通しつつ、これに柔軟に対応し、主体的、創造的に生きていくことができる資質を養うことを学校教育において重視する必要がある。

このようなことから、各教科等において体験的な学習の充実を図る中で育てたい資質や能力は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等などであるといえよう。

## (2) 評価観

学習指導における評価においては、指導の成果だけではなく、指導の過程における児童生徒の学習に対する努力や意欲などを評価し、児童生徒の学習意欲の向上に生かすようにすることが大切である。その際、他者との比較ではなく児童生徒一人一人がもつよい点や可能性など多様な側面、進歩の様子などを把握する個人内評価の視点を大切にすることが重要である。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点を一層重視することが大切であり、評価を通じて、教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが必要である。

## 6 教科書等

### (1) 教科書の性格

学校では教科書を使用する義務があり、それは文部科学省検定済み、又は、文部科学省著作のものに限られている。

#### ア 主たる教材

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項において、「『教科書』とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。」と定義されている。教科書は各教科・科目の指導を行うに当たり、必要不可欠な、しかも主要な教材として使用される図書であり、副読本等の補助教材とは区別される。

#### イ 使用の義務

「学校教育法」第34条第1項「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」（同法第62条により高等学校に準用）に基づき「高等学校においても教師は教科書を使用する義務がある。」（昭和58年12月24日福岡高裁判決）とされている。

### (2) 教科書の検定

#### ア 教科書検定制度の趣旨

民間の著作物について、「教科の主たる教材」としての教科書にふさわしいか否かの公的判断を下し、検定に合格したもののみ、学校での使用が認められることになっている。

#### イ 検定の必要性

公教育に対する要請は、教育の機会均等の確保、教育水準の維持向上、適切な教育内容の保障等である。これにこたえるためにも、教科書に対する厳正的確な内容の吟味が必要である。そして、その内容は、「学習指導要領」の趣旨と合致していることが求められている。そのためにも公的な措置が必要な限度において講じられ、偏りのない教科書としなければならない。

### (3) 教科書の採択・選定

#### ア 採択の権限

教科書の採択の権限は、公立学校の場合、その学校を設置する教育委員会に属する（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号）。

本県では、「県立高等学校管理規則」第15条において、「校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする。」と定められている。

## イ 選定の適正化

教科書は、すべて文部科学省が作成し送付する「高等学校用教科書目録」に登載されているものの中から選ぶ。このことは文部科学省から毎年通知される（学校教育法第34条第1項。教科書の発行に関する臨時措置法第6条第1項・第2項参照）。ただし、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作権を有する教科用図書のない場合を除く（学校教育法施行規則第89条参照）。

### (ア) 教科書選定の重要性

教科書は、教科の主たる教材として学校で使用しなければならないものであるから、これが生徒の実態に適合しない場合には、学力低下、学習意欲減退等を招きかねないため、選定に際し、慎重な検討がなされなければならない。

### (イ) 教科書選定上の留意点

教科書は、全ての生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材である。その採択については、教育委員会が権限を有しているものの、各学校における選定を受けて、県教育委員会が採択をしているものであり、各学校が綿密な調査研究を踏まえた上で、教科会及び教科書選定委員会等における十分な検討を経て、最終的に校長により適切に選定することが必要であるとともに、保護者や県民に対する説明責任を果たすことが重要である。

校長の指示の下、教科書選定の案を作成するに当たっては、発行者から送付された見本本や、教科書展示会、教科書センター、その他の資料を活用して、それぞれの

教科書の内容等を比較検討し、生徒の実態に即したものを選ばなければならない。その際、教科担当者内における理解と合意を得ることが大切である。

また、利害関係の有無にかかわらず、教科書の編著作等に関わった者が当該教科書の選定に関わらないことはもとより、一般社団法人教科書協会が自主規範として定めた「教科書発行者行動規範」について、教員側も十分承知しておく必要がある、教科書採択の公正性・透明性の確保に努めることが重要である。

### (ウ) 教科書展示会

教科書展示会は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条の規定に従い、各都道府県教育委員会が開き、教科書の見本を展示し、次年度使用教科書の適正な採択に資することを目的としているので、十分活用されなければならない。

本県の教科書展示会は、各教科書センターにおいて、6月から7月までの期間内で14日間開催される。

### (エ) 教科書センター

教科書センターは、教科書を常時展示することによって、教科書に関する研究がいつでもできる場として設けられる施設である。

## ウ 採択の公正確保

教科書の採択は、純粹にその内容の検討のみで行うものであり、いやしくも、教科書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されるべきものではない。

この趣旨から、「不公正な取引方法」等により、教科書採択にかかわる諸規

制措置が講じられている。

#### エ 準教科書の使用

教科書の発行されていない教科又は科目については、学校教育法施行規則第89条の規定に基づき、教科書に準じた教科用図書（準教科書）を使用することができる（県立高等学校管理規則第16条第1項）。その場合校長は、「実物1部を添えて、使用しようとする日前30日までに教育委員会の承認を受けるものとする。」（同規則同条第2項）。

#### (4) 教科書以外の教材

教科書、準教科書以外でも、指導効果の向上のために「有益適切なもの」は、教材として使用することができる（学校教育法第34条第4項）。いわゆる補助教材であり、副読本・解説書・年表等が考えられる。

補助教材の使用に当たっては、教科書と十分な関連性を持たせるとともに、保護者の経済的負担について特に考慮する必要がある。なお、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めることになっている（県立高等学校管理規則第17条）。

#### 《参考・引用文献》

- ・教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校並びに養護学校の教育課程の基準の改善について」（答申）平成10年
- ・『小学校教育課程の展開』千葉県教育委員会平成24年
- ・『中学校教育課程の展開』千葉県教育委員会平成25年
- ・小学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・中学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・高等学校学習指導要領文部科学省平成30年3月
- ・高等学校学習指導要領解説総則編文部科学省平成30年7月
- ・「千葉県県立高等学校の教育課程の編成方針」千葉県教育委員会（平成31年3月）
- ・学校教育指導の指針千葉県教育委員会
- ・「平成26年改訂版教科書実務ハンドブック」教科書法令研究会平成26年